



広報 うけどがわ

<p>平成21年7月1日 第 11 号</p>	<p>水土里ネット請戸川 請戸川土地改良区 (南相馬市小高区・浪江町・双葉町)</p>	<p>〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地 TEL (0240) 34-4200 TEL (0240) 34-4194 TEL (0240) 34-2661 FAX (0240) 34-4821 E-mail: uld@ukedogawa.jp URL: http://www.ukedogawa.jp</p>
-----------------------------	---	--

浪江町と双葉町の町境を流れ、用水を供給している青根場（あおねば）用水路について、関係のある8つの行政区長さんの参加により、水路の役割、水量、水源、危険箇所等の勉強会を行いました。水土里ネットとしても青根場用水路に関する実情を理解しすることができ、今後の維持管理に繁栄していきたいと思います。（国営造成施設管理体制整備促進事業）



▲水源となる青根場分水工について



▲もう一つの旧青根場用水路への分水工



理事長挨拶

請戸川土地改良区

理事長 馬場

有

日頃、土地改良事業にご支援を賜りまして、心より御礼申し上げます。

顧みますと今から110年前、明治時代から耕地整理が始まり、戦後まもなく旧町村単位に土地改良区が設立された後、現在の広域水系の請戸川土地改良区に組織が継承されてきました。

土地改良区は農用地の整備から水利施設の維持管理さらには農業経営支援と状況は大きく変化しておりますが、先人が育んできた豊かな水を子々孫々に伝え、食糧生産の源であります農地、水、美しい農村を受け継いでいかなければなりません。そのためにも、今般、「新請戸川地区」事業の地区概要説明会を昨年度から各地域別に開催させて頂いてまいりましたが、本年度も引き続き皆様への説明を行い、進めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

今年度は、施設の維持管理事業の一環として、各用排水施設の清掃管理をいたします行政区や水利組織の皆さんが安心して清掃活動が出来るように、傷害保険に継続加入したりするなど、農業を支える組織づくり、基盤づくりに取り組んでまいります。特に、ほ場整備事業計画地区（飯崎・村上福岡・下羽鳥）では、農業経営者の高齢者対策や熱意ある農業経営者の育成支援を事業としてすすめており、他地区においても、ほ場整備のさらなる推進を図っているところであります。

さらには、農地、水、環境保全対策事業実施組織への情報提供支援、集団転作を実施している組織が農用地高度利用をするための支援等もしてまいります。

尚、本年度は総代・役員改選期となっておりますので、詳細が決まり次第皆様へお伝えいたします。結びに、組合員の皆様のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます。挨拶いたします。

☆今年度は総代・役員改選期☆

◆総代の任期 平成21年11月24日

日程の詳細は、南相馬市小高区・浪江町・双葉町と協議し、改めてお知らせいたします。公職選挙法や土地改良法・同施行令、当土地改良区の定款等の定めにより決まっている内容は、次のとおりです。

- 総代選挙第一選挙区（小高区23人）
- 総代選挙第二選挙区（浪江町27人）
- 総代選挙第三選挙区（双葉町10人）
- 一、総代選挙管理委員会
 - 総代選挙第一選挙区（小高区23人）
 - 総代選挙第二選挙区（浪江町27人）
 - 総代選挙第三選挙区（双葉町10人）
- 二、総代選挙の通知期限
 - 9月24日（任期満了前60日）
- 三、選挙人名簿の調整日
 - 10月5日（任期満了前50日現在）
- 四、選挙人名簿縦覧場所及び日程の公告
 - 縦覧開始の日前3日まで
- 五、選挙人名簿縦覧及び異議申し立て期間
 - 任期満了日前45日から5日間
- 六、総代選挙可能日
 - 任期満了の日前30日以内

◆役員改選の任期 平成22年1月31日

新総代就任後（11月25日）から平成22年1月31日の前60日から任期満了の日までに、諸手続きを経て、総代会の議決により決まります。

- 役員第一被選任区（小高区10人）
- 役員第二被選任区（浪江町11人）
- 役員第三被選任区（双葉町5人）
- ◎役員候補者推薦会議
- ◎役員候補者受付
- ◎被選任区毎総代協議会（推薦会議）
- ◎理事会
- ◎総代会（役員選任会議）



▲役員選任会議（総代による投票）

平成13年度から実施しておりました沼和久工区のほ場整備換地計画については平成21年2月で換地処分登記まで完了いたしました。（県営中山間地域総合整備事業 津島地区）

工区面積 84,336m² 権利者数 11名

《沼和久工区 換地業務経過》

- ・従前の土地評価 平成13年12月2日
- ・換地計画原案図作成 平成14年3月11日
- ・非農用地設定 平成18年3月30日
- ・一時利用地の指定 平成18年4月10日
- ・工事後の土地評価 平成19年11月10日
- ・換地計画決定 平成20年11月13日
- ・換地処分の公告 平成21年2月6日
- ・換地処分登記 平成21年2月17日



ほ場整備沼和久工区権利者会議
（換地計画決定）▶

県営ほ場整備事業 南棚塩地区完了



▲南棚塩地区 完了後の航空写真

平成10年採択を受け10年の歳月を経て平成19年度竣功を迎える事が出来ました。総事業費22億9千9百万円を投じ工事が進められ19・3ヘクタール余りの田・畑が甦りました。基盤整備事業と同時に担い手育成基盤整備関連流動化促進事業の採択を受け、担い手への集積を推進し、平成16年8月26日南棚塩生産組合を設立。平成18年3月27日にはファームたなしおを設立し、担い手を中心としてパイプラインによるブロックローテーションを行います。

工事名	経営体育成基盤整備事業（県営ほ場整備事業） 南棚塩地区 全体面積 138.9ha					
区分	全体	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事業費	2,299,000,000円	17,000,000円	160,000,000円	200,000,000円	240,000,000円	192,000,000円
事業量	区画整理工 A=119.3ha 暗渠排水工 A=105.5ha	ほ場整備実施設計 換地計画原案業務	区画整理工 A=20.38ha 地質調査 実施設計	区画整理工 A=11.97ha 排水路工 L=730m パイプライン設計	区画整理工 A=51.57ha 用・排水路工 L=6,580m 農道工 L=2,895m	区画整理工 A=28.43ha パイプライン 実施設計 電柱移設 ボーリング調査
地元負担率 又は額	18% 413,820,000円	18% 3,060,000円	18% 28,800,000円	18% 36,000,000円	18% 43,200,000円	18% 34,560,000円
工期	自 平成10年度 至 平成19年度	自 平成10年9月 至 平成11年3月	自 平成11年7月 至 平成12年3月	自 平成12年9月 至 平成13年3月	自 平成13年8月 至 平成14年3月	自 平成14年9月 至 平成15年3月
施工請負業者		福島県土地改良事業団体連合会	横山建設株式会社	横山建設株式会社	横山建設株式会社	横山建設株式会社
区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	繰越20年度
事業費	310,000,000円	250,000,000円	440,000,000円	400,000,000円	90,000,000円	
事業量	区画整理工 A=4.7ha 暗渠排水工 A=29.6ha NTT、電力柱移転 揚水機場実施設計	パイプライン工 L=2,624m 暗渠排水工 A=48.9ha	区画整理工 A=0.5ha パイプライン工 L=9,640m 暗渠排水工 A=27.0ha	排水機場改修 1式 支線排水路1箇所 連絡農道 L=320m	補完工事 一式 連絡農道 L=325m 換地計画会議	補完工事 一式 換地業務 一式
地元負担率 又は額	18% 55,800,000円	18% 45,000,000円	18% 79,200,000円	18% 72,000,000円	18% 16,200,000円	18% 0円
工期	自 平成15年6月 至 平成16年3月	自 平成16年7月 至 平成17年3月	自 平成17年7月 至 平成18年3月	自 平成18年7月 至 平成19年3月	自 平成19年7月	至 平成20年10月
施工請負業者	横山建設株式会社	横山建設株式会社	横山建設株式会社	横山建設株式会社	横山建設株式会社	横山建設株式会社



▲南棚塩地区 記念碑 除幕式（平成20年11月5日）



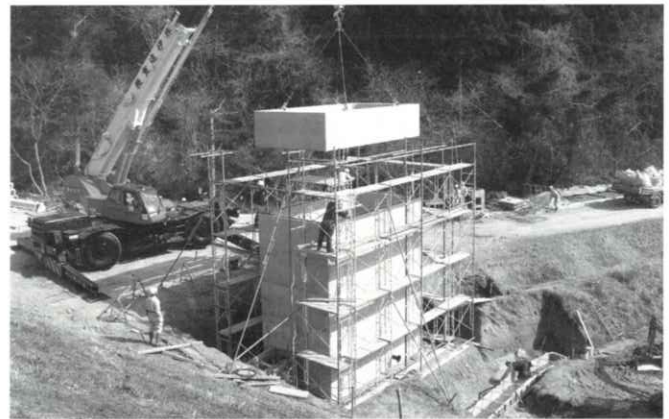
▲ブロックローテーションによる大豆の播種作業状況

平成12年度より事業を進めて参りました、百間沢地区と八竜内地区が平成19年度に完了致しました。

事業名	基盤整備促進事業（土地総型） 浪江町大字幾世橋字百間沢地内		
総事業費	217,500,000円	百間沢地区 A=14.7ha	受益者24名
総事業量	農業用排水施設 L=6,106m 農道整備 L=530m 測量設計 1式	暗渠排水工 A=5.9ha 取水槽 1式	
地元負担率又は額	38% 82,650,000円	国補助率50%	県補助率12%
工期	平成12年度～平成19年度		
請負業者	豊工業株式会社・有限会社浪江コンサルタント		



▲完了後の営農状況



▲取水槽の施工状況

事業名	基盤整備促進事業（土地総型） 浪江町大字室原字加倉地内		
総事業費	179,000,000円	八竜内地区 A=15.0ha	受益者30名
総事業量	農業用排水施設 用水 L=1,997m 排水 L=2,548m	農道工 L=695m 測量設計 1式	
地元負担率又は額	38% 68,020,000円	国補助率50%	県補助率12%
工期	平成12年度～平成19年度		
請負業者	株式会社石川建設・双葉測量設計株式会社・有限会社浪江コンサルタント		



▲パイプライン施設の整備により、用水の有効な活用が出来るようになりました。



▲農道整備により営農作業が効率よく出来るようになりました。

■国営土地改良事業「新請戸川地区」の事業構想と事業費

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所では、平成18年度～平成20年度までの3年間の調査計画を終え、平成20年3月時点の改修等計画内容と事業費について、国・県・市・町・土地改良区で構成します事業推進連絡会です承を得ると共に土地改良区総代会への説明を行いました。

平成19年度末における事業構想内容から改修内容の一部修正や変更があったものの、事業費59億円については変更が無く計画実施できるとしている。

「新請戸川地区」事業構想と事業費の内訳

工種	改修施設	金額(千円)	改修及び更新の内容
大柿ダム	堤体右岸法面・監査廊	106,000	堤体右岸の法面保護工、監査廊のひび割れ補修等
	放流施設・取水施設	90,000	導水管トンネルの補修、放流水槽の補修、係船上屋の補修等
	ダム管理施設	677,000	ダム管理設備(制御処理システム)の更新、放流警報設備の更新、気象及び水象観測機器の更新等
	小計	873,000	
構築頭首工	焼築頭首工	98,000	固定堰の補修、魚道の補修、進入路の造成等
	小計	98,000	
幹線水路	請戸幹線導水路	43,000	請戸分水槽のクラック補修、水管理施設の更新
	高瀬幹線導水路	78,000	高瀬配水槽のクラック補修、水管理施設の更新、除塵機の更新
	請戸左岸幹線用水路	1,366,000	P C管及びR C管の補修、スクリーンの改修、分水路の改修、管理用道路の造成、水管理施設の更新等
	請戸右岸幹線用水路	626,000	P C管の補修、調圧水槽の補修、分水路の改修、制水弁工の設置、水管理施設の更新等
	高瀬左岸幹線用水路	635,000	P C管の補修、圧力トンネルの補修、制水弁工の設置、空気弁及び排泥弁の改修、水管理施設の更新等
	高瀬右岸幹線用水路	593,000	P C管の補修、分水路の改修、制水弁工の設置、空気弁及び排泥弁の改修、水管理施設の更新等
	小計	3,341,000	
水管理	中央管理所・用水管理施設	279,000	中央管理所の建設(移設)、水管理施設の更新(親局)
	小計	279,000	
用地補償	用地及び補償費	11,000	管理用道路の造成、制水弁工の設置、中央管理所建設に伴う用地買収、その他立木補償費等
	小計	11,000	
工事費・用地補償費合計		4,602,000	
その他	その他各種経費	1,298,000	工事実施に必要な測量及び設計費、営繕費、工事諸費等の経費
事業費合計		5,900,000	

■事業費の負担割合と負担額の試算(平成21年3月30日総代会説明資料より抜粋)

事業費59億円に係る関係機関別の負担割合と負担額について、受益面積3,525haとした場合の10a当たり負担額は以下のとおりとなります。

(負担割合と負担額)

事業費 (千円)	負担率				負担額(千円)			
	国	県	地元		国	県	地元	
			市町村	受益者			市町村	受益者
5,900,000	66.67%	17.00%	11.33%	5.00%	3,933,530	1,003,000	668,470	295,000

(受益者の償還額) ※償還額は規定償還とした場合(2年据置15年償還)で試算しています。

据置期間		償還期間		受益面積 (ha)	負担額 (千円)	年償還額 (千円)	支払総額 (千円)	10a当たり負担額 (円)	10a当り年償還額 (円)
年数	利率	年数	年賦金率						
2年	5.00%	15年	0.09634	3,525	295,000	28,421	455,815	8,369	806

注1. 償還は事業完了後(H29～)から開始し17年間で予定。また、一括償還等により負担額軽減を図ることが可能となります。

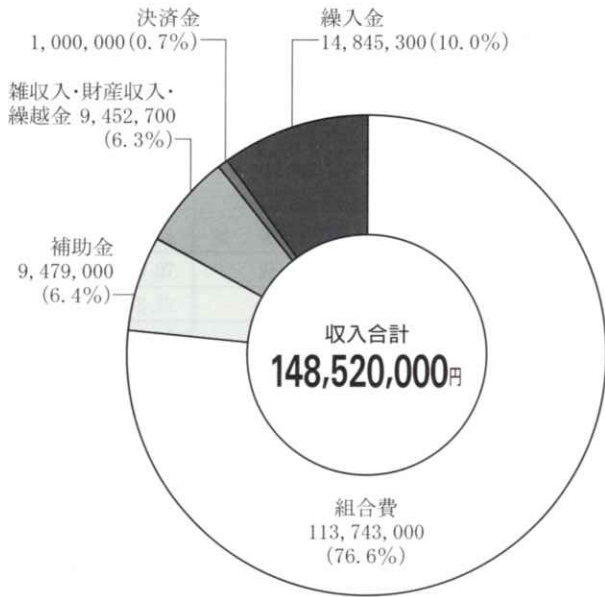
注2. 現時点では806円/10aと試算していますが、最終的な年償還額は事業完了時に確定します。

平成21年度
一般会計

予算総額 **148,520** 千円

平成21年3月30日開催の平成20年度通常総代会において、事業計画、一般会計特別会計の予算が慎重審議により、次の通り議決されました。

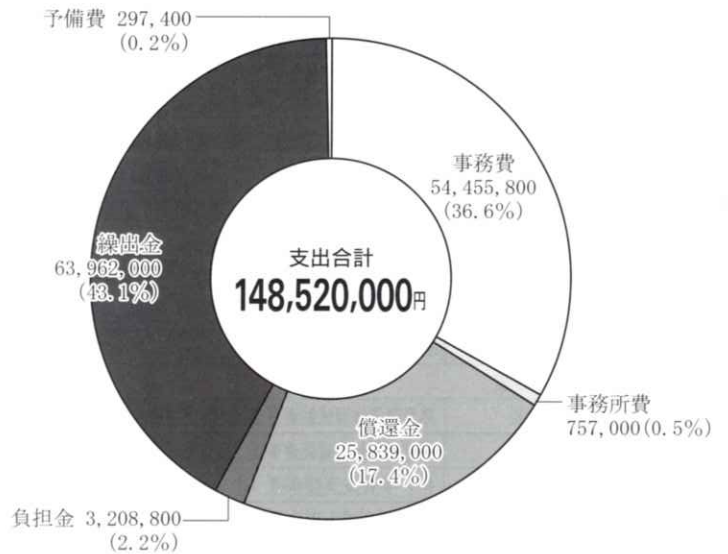
一般会計収支予算



【平成21年度地区面積及び組合員数】

総地区面積 4,405ha

組合員数 4,379人



【土地改良施設の維持管理事務事業】

- (1) 国営造成施設の維持管理 (継続)
- (2) 県営造成施設台帳の整備、維持管理事務 (継続)
- (3) 小高地域・浪江地域・双葉地域水利防災体制の維持管理整備事務 (継続)
- (4) 都市計画区域内の地域用水・生活用水通常還元体制維持管理整備事務 (継続)
- (5) 農業用水路の水質汚濁防止対策の為の合併浄化槽設置の普及促進事務 (継続)
- (6) 農業施設の清掃参加者傷害保険加入による清掃作業実施連絡の啓蒙事務 (継続)
- (7) 農業施設の保守点検管理者傷害保険に加入を直接維持管理組合組織に紹介啓蒙事務 (継続)
- (8) 土地改良施設の使用 (宅地出入り口・他用途等) 承認に関する事務 (継続)
- (9) 土地改良施設の水路施設使用契約の協議請求締結事務 (継続)
- (10) 土地改良施設への生活雑排水放流に関する協議請求事務 (継続)
- (11) 公共事務 (県・町)との土地改良施設利用協議事務 (継続)
- (12) 開発行為に関する協議請求事務 (継続)



▲掃部関水路水系協議会協定締結調印式



▲土地改良区では地元の行事に参加して水路の役割や活動内容をPRしています。

平成21年度実施する土地改良事業

負担率は国県補助残率
(単位:円)

番号	事業地区名	事業名	事業内容	事業費	負担率
A. 維持管理促進事業					
(1)	大柿ダム地区	国営造成施設県管理受託事業	ダム施設点検整備	17,770,000	30%
(2)	焼築頭首工地区	基幹水利施設町管理受託事業	頭首工施設点検整備	5,618,000	40%
(3)	基幹施設地区	基幹施設維持管理事業	幹線用水路点検整備(国営幹線・頭首工他)	5,591,000	100%
		立野地区パイプライン改修業務	パイプライン改修(移転補償等)工事、促進事務	51,361,000	0%
(4)	小高地域	土地改良施設維持管理事業	施設維持管理事務(吉名頭首工・小高江)	1,087,000	100%
(5)	請戸川地区	国営造成施設管理体制整備促進事業	国営造成施設整備(管理体制型・高度化)	7,130,000	62.5%
(6)	請戸川地区	新農業水利システム保全対策事業(ソフト、ハード)	施設管理省力化対策	20,404,000	25%
(7)	浪江地域	浪江地域維持管理事業	土地改良施設への生活雑水、雨水排水放流に関する協議事務	310,000	0%
(8)	小高用水路他1地区	土地改良施設維持管理適正化事業拠出金	適正化事業加入に伴う拠出金事務	11,000,000	40%
(9)	下条頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	頭首工施設(ゲートの塗装)	5,000,000	10%
(10)	加倉江用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	用水路の補修	2,700,000	10%
B. 土地改良促進事業					
(11)	大井塚原地区	県営経営体育成基盤整備事業(県営ほ場整備事業)	部分客土工、湧水処理工、湛水均平工、附帯工 他	40,810,000	20%
(12)	桃内地区	県営経営体育成基盤整備事業(県営ほ場整備事業)	部分客土工、湧水処理工、敷砂利工、法面保護工 他	15,000,000	20%
(13)	飯崎地区	基盤整備促進事業(農地集積加速化事業)	地区内農地等状況調査、換地計画基準作成 他	70,000,000	0%
(14)	両竹地区	基盤整備促進事業「かん排型」	排水路工 他	27,270,000	34%
(15)	津島地区	県営中山間地域総合整備事業「区画整理」	換地業務 他	108,000,000	75%
(16)	細谷地区	非補助調査計画事業「区画整理全体概要調査事業」	変更計画調査設計	2,457,000	100%
(17)	田尻地区	経営体育成基盤整備事業	調査設計事業	628,000	100%
C. 農地集積促進事業					
(18)	大井塚原地区	県営経営体育成促進事業(基盤整備関連流動化促進事業)	農地集積面積25%以上経営・増加率20%越える目標活動	2,000,000	0%
(19)	飯崎地区	県営経営体育成促進事業(基盤整備関連流動化促進事業)	農地集積面積50%以上経営・増加率20%越える目標活動	2,000,000	0%
(20)	上川原地区	担い手育成支援事業「借入利子支援」	担い手支援経営面積増加率30%越える目標活動	125,000	0%
(21)	石熊山田地区	担い手育成支援事業「借入利子支援」	担い手支援経営面積増加率30%越える目標活動	116,000	0%
D. 精算金事務					
(22)	桃内地区	経営体育成基盤整備事業(精算事務)	農地集積面積25%以上経営・増加率20%越える目標活動	301,000	0%
(23)	八竜内地区	基盤整備促進事業(精算事務)	農道整備にかかる町負担金及び地元負担金の精算事務	9,454,000	0%
E. 調査計画促進事業					
(24)	大井頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(25)	鳥喰水門地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(26)	荷宿頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(27)	宮下頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(28)	下条頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(29)	大堀用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(30)	猿田用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(31)	堤の上第2溜池地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(32)	丈六溜池地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(33)	古堤溜池地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(34)	小野田第1用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(35)	両竹中田頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(36)	酒井用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(37)	小野田第2用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(38)	東畑排水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(39)	川房地区	基盤整備調査計画事業	調査計画事業		
(40)	飯崎地区	基盤整備調査計画事業	調査計画事業		
(41)	迫田地区	非補助基盤整備事業	調査計画事業		
(42)	小高浪江双葉地域	高速自動車道路関連設備要望概要調査事業	土地改良施設協議請求		
(43)	久保谷地区	基盤整備調査計画事業	調査計画事業		
(44)	福田迫地区	元気な地域づくり交付金事業	調査計画事業		
(45)	室原加倉地区	土地改良総合整備事業	調査計画		
(46)	請戸川地区	国営造成施設水利権更新事業	現況堰・溜池調査		

資源は皆さんの大切な財産から生まれています。土地改良区の組織を挙げて効率よい業務推進に努めてまいります。



賦課金について

土地改良区の賦課金は、農業用・排水を利用する現況田・地目田を受益地として賦課発行をします。期限内の納入をよろしくお願い致します。(平成21年3月30日総代会議決)

1. 運営賦課金

賦課期日：7月1日 徴収期日：7月31日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (ha)	10a当たり賦課金
経常賦課金	39,662,000	3,527	1,000
		878	500
大柿ダム	31,728,000	A地区 2,849	950
		B地区 664	700
		C地区 14	100
基幹施設	19,087,000	A地区 2,849	600
		B地区 664	300
合計	90,477,000		

2. 維持管理賦課金

賦課期日：7月1日 徴収期日：7月31日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (㎡)	10a当たり賦課金
小高江	177,000	1,076,368	164
吉名頭首工	156,000	451,669	344
合計	333,000		

4. 事業賦課金

賦課期日：11月2日 徴収期日：11月30日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (㎡)	10a当たり賦課金
桃内	21,338,000	2,008,261	10,626
大井塚原	17,148,000	1,435,627	12,222
八竜内	2,054,000	141,993	14,465
津島	事業償還 1,000,000	羽附 96,503	3,384
		南上 49,537	5,193
		下津島 25,645	4,885
		沼和久 77,347	3,094
		小塚 17,744	2,899
			4,220
	用水路 732,000	鬼丸 20,546	630
			1,590
		赤坂 34,021	4,510
			680
		大和久 24,697	820
			120
			310
			4,450
		小沼 11,980	670
	150		
	2,460		
上冷田 40,136	370		
	930		
	4,000		
桧山 26,704	600		
	170		
	590		
小塚 56,632	90		
	230		
両竹	1,160,000	1,109,157	1,040
飯崎	5,903,000	700,000	8,433
小高江	40,000	1,076,368	38
合計	50,107,000		

3. 償還賦課金

金融機関の徴収手数料52円をご負担頂いております。

賦課期日：11月2日 徴収期日：11月30日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (ha)	10a当たり賦課金
下耳谷	892,000	53,977	16,526
南鳩原	637,000	客土 5,523	15
		水路 195,112	3,233
		暗渠 334	18
柏木迫	373,000	区画 16,871	20,393
		暗渠 26,900	986
小高瀬	170,000	24,998	6,772
室原	95,000	区画 91,230	856
		水路 109,172	152
苺宿	742,000	水路 387,566	952
		客土 20,679	3,114
		水路整備 376,581	822
上川原	2,419,000	125,706	19,237
井手	1,375,000	99,751	13,791
立野	総額 9,746,000 集積促進費 △ 2,290,000	開水路・用排 343,371	2,450
		パイプライン 1,526,776	4,826
		開水路・50% 45,569	1,202
		開水路・25% 66,600	576
		区画・整備 51,906	4,483
		区画・畦畔 279,559	2,025
		暗渠排水 16,672	1,318
客土 7,256	2,047		
	区画・整備 44,354	13,583	
新山(山田)	994,000	68,873	14,432
新山(松迫)	896,000	57,346	15,619
松迫	1,111,000	40,785	27,233
渋川	3,027,000	172,919	17,504
石熊山田	5,409,000	261,940	20,649
合計	25,596,000		

※南鳩原・室原・苺宿・新山(山田)・新山(松迫)・松迫地区につきましては、平成21年度をもちまして償還賦課金は終了となりますのでお知らせいたします。

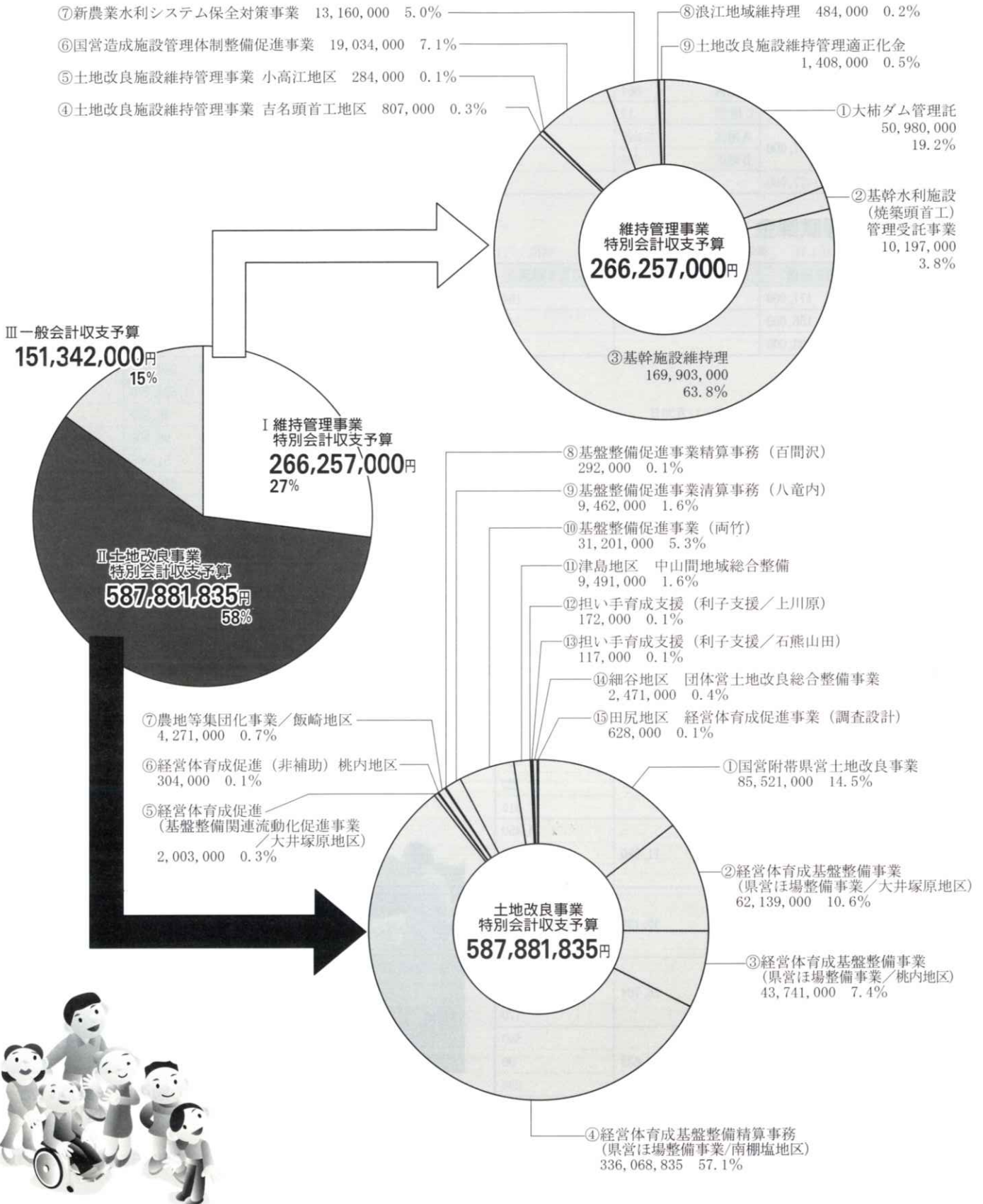


▲農繁期へ向けてゲート操作等の勉強会を実施いたしました。(基盤整備促進事業 両竹地区)

※小高江地区については維持管理賦課金と同じ7月31日徴収期日となっておりますので、よろしくお願い致します。

平成20年度の予算が確定

平成21年 3月30日開催の通常総代会において、年度内最終補正予算が承認されました。



平成19年度
一般会計

151,592,748 円の決算報告

平成20年8月25日開催の平成20年度臨時総代会において、一般会計・特別会計の決算が審議され、次の通り承認されました。

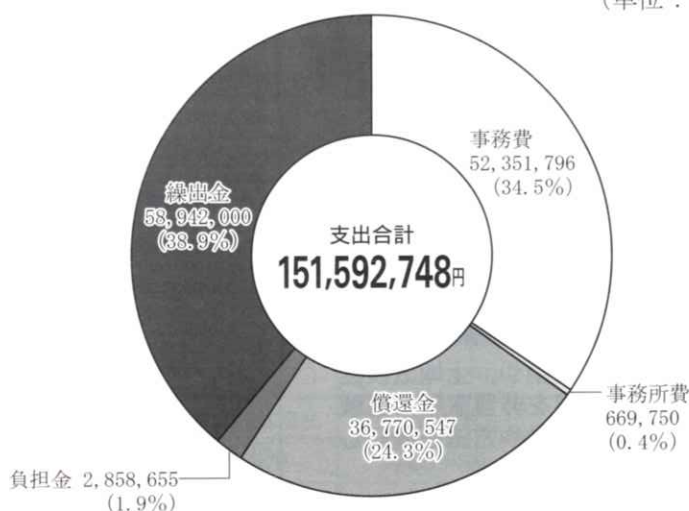
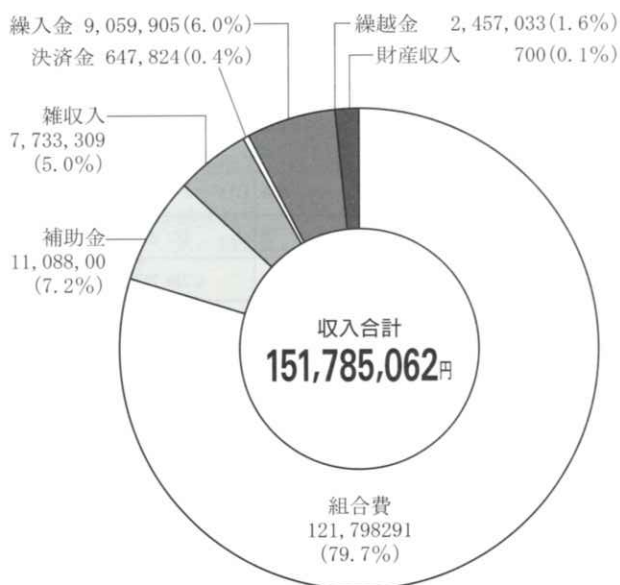
●財務状況の公表●

平成19年度請戸川土地改良区一般会計収入支出、並びに財務の状況を規約第44条の規定により公表します。

平成19年度一般会計は、組合員さんの賦課金と一市二町（南相馬市・浪江町・双葉町）の大切な補助金等によって構成されています。財政の綿密な確認と事務の効率運営を図ってまいりました。

一般会計収支決算

(単位：円)



【維持管理事業特別会計】

収入の部

収入支出差引残金は、平成20年度特別会計に繰越を致しました。

目項 / 分区計会	受託金	補助金	適正化事業交付金	その他	計
大柿ダム管理受託事業	18,500,000	0	0	35,305,811	53,805,811
基幹水利施設(焼築頭首工)管理受託事業	5,538,000	0	0	6,298,949	11,836,949
基幹施設維持管理事業	26,796,000	720,000	0	13,878,169	41,394,169
小高江地区土地改良施設維持管理事業	0	0	0	370,812	370,812
吉名頭首工地区土地改良施設維持管理事業	0	560,000	0	336,123	896,123
国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」	0	8,414,000	0	13,772,445	22,186,445
新農業水利システム保全対策事業	0	31,938,000	0	1,421,856	33,359,856
浪江地区維持管理事業	0	0	0	1,117,720	1,117,720
土地改良施設維持管理適正化事業拠出金	0	1,556,800	0	786,975	2,343,775
収入合計	50,834,000	43,188,800	0	73,288,860	167,311,660

支出の部

目項 / 分区計会	管理費	整備補修費	償還金	分担金/負担金	その他	合計
大柿ダム管理受託事業	25,250,966	0	0	20,309,000	7,220,000	52,779,966
基幹水利施設(焼築頭首工)管理受託事業	10,541,995	1,155,000	0	0	0	11,696,995
基幹施設維持管理事業	8,400,409	1,766,300	0	1,343,750	2,296,405	13,806,864
小高江地区土地改良施設維持管理事業	130,000	178,500	0	0	0	308,500
吉名頭首工地区土地改良施設維持管理事業	279,042	525,000	0	0	92,080	896,122
国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」	15,825,826	5,958,330	0	0	0	21,784,156
新農業水利システム保全対策事業	323,986	33,005,978	0	0	0	33,329,964
浪江地区維持管理事業	935,000	0	0	0	0	935,000
土地改良施設維持管理適正化事業拠出金	0	0	0	2,343,600	0	2,343,600
支出合計	61,687,224	42,589,108	0	23,996,350	9,608,485	137,881,167

平成19年度
特別会計

557,257,327 円の決算報告

【土地改良事業特別会計】

収入支出差引残金は、平成20年度特別会計に繰越を致しました。

H19年度総地区面積
4,410ha
4,381人



▲用水路の役割や、土地改良区の活動内容を非農家等へ理解して頂く活動や方法を検討しています。

収入の部

(単位：円)

会計区分/項目	賦課金	補助金/受託金	借入金	その他	計
国営附帯県営土地改良事業	0	85,510,123	0	8,451	85,518,574
大井塚原地区 経営体育成基盤整備事業	14,793,153	8,783,250	26,932,856	17,130,205	67,639,464
桃内地区経営体育成基盤整備事業	19,102,353	44,974,650	17,000,000	8,666,654	89,743,657
南棚塩地区 経営体育成基盤整備事業	0	62,847,578	0	79,628,540	142,476,118
双葉東部地区 経営体育成基盤整備事業	0	55,990,142	0	1,759,009	57,749,151
大井塚原地区経営体育成促進事業	0	2,000,000	0	2,928	2,002,928
桃内地区経営体育成促進事業	0	2,000,000	0	3,294	2,003,294
南棚塩地区経営体育成促進事業	0	2,000,000	0	3,504	2,003,504
百間沢地区基盤整備促進事業	92,547	21,177,000	0	687,231	21,956,778
八竜内地区基盤整備促進事業	1,891,070	8,007,800	2,678,000	4,230,747	16,807,617
両竹地区基盤整備促進事業	1,152,376	22,474,000	0	2,357,597	25,983,973
津島地区中山間地域総合整備事業	1,641,171	2,412,241	1,286,492	3,256,315	8,596,219
上川原地区担い手育成支援事業	0	224,000	0	941	224,941
石熊山田地区担い手育成支援事業	0	264,000	0	854	264,854
細谷地区 団体営土地改良総合整備事業	0	0	0	2,467,973	2,467,973
田尻地区経営体育成基盤整備事業 (調査設計事業)	0	0	0	626,304	626,304
収入合計	38,672,670	318,664,784	47,897,348	120,830,547	526,065,349

支出の部

(単位：円)

会計区分/項目	事業費	分担金/負担金	事務費	借入金償還金	その他	計
国営附帯県営土地改良事業				85,510,123		85,510,123
大井塚原地区 経営体育成基盤整備事業	8,783,250	27,145,256	889,240	15,288,705	7,122,028	59,228,479
桃内地区経営体育成基盤整備事業	44,974,650	17,247,400	2,500,831	16,875,335	3,826,000	85,424,216
南棚塩地区 経営体育成基盤整備事業	1,293,942	16,351,400	1,648,600	0	44,848,008	64,141,950
双葉東部地区 経営体育成基盤整備事業	0	0	1,000,923	52,634,934	258,155	53,894,012
大井塚原地区経営体育成促進事業	2,000,000	0	0	0	1,015	2,001,015
桃内地区経営体育成促進事業	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
南棚塩地区経営体育成促進事業	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
百間沢地区基盤整備促進事業	20,500,000	51,200	704,150	0	410,000	21,665,350
八竜内地区基盤整備促進事業	10,500,000	26,200	107,573	1,989,534	210,000	12,833,307
両竹地区基盤整備促進事業	22,700,000	56,700	228,000	0	397,300	23,382,000
津島地区中山間地域総合整備事業	2,317,350	1,289,792	91,591	984,919	2,124,003	6,807,655
上川原地区担い手育成支援事業	0	0	30,000	194,000	53	224,053
石熊山田地区担い手育成支援事業	0	0	0	264,000	0	264,000
細谷地区 団体営土地改良総合整備事業	0	0	0	0	0	0
田尻地区経営体育成基盤整備事業 (調査設計事業)	0	0	0	0	0	0
支出合計	117,069,192	62,167,948	7,200,908	173,741,550	59,196,562	419,376,160



▲農繁期へ向けて用水量や維持管理について、計画しました。

組合員の皆様へお願い

下記のような場合には、必ず手続きをお願いします

※組合員の資格に異動があった場合（組合員資格得喪通知）

- ・生前一括譲与をする場合
- ・組合員が死亡した場合
- ・組合員の住所変更の場合
- ・農業者年金を受給する場合（経営移譲による）
- ・売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

※賦課金の口座振替

- ・組合員の交代に伴い、口座を変更する場合
- ・新規で口座振替を希望する場合
（本土地改良区または農協さんに依頼書がありますので、通帳、お届け印をご持参の上お申し込み下さい。）
- ・届出口座を解約した場合
（賦課金の口座振替は、納入期限日に行うことを基本としております。連絡等の行き違いにより納入期限が過ぎ延滞金が発生します。）

ご注意下さい!!

公共機関（市町村、農業委員会、法務局、農協等）の所有者名・面積などの変更手続きを行っても土地改良区の組合員、土地台帳は変更されませんので、公共機関で変更の申請を行った場合には、本土地改良区への申請もお願いします。

名寄せ台帳は本土地改良区にありますので、随時閲覧ができます。

必要に応じて本人であることの確認ができれば、写しを交付することもできます。

各届出用紙は、土地改良区にあります。

（または、ホームページの申請書をダウンロードして下さい。）

手続き等、ご不明な点がございましたら当土地改良区へ。

電話でも結構です。お気軽にご相談下さい。

TEL **0240-34-4200** FAX **0240-34-4821**



※農地を転用する場合

- ・農地を宅地等に転用する場合
- ・田を畑に転用した場合
- ・農地を公共事業用地として転用した場合（道路・河川・水路等）

当土地改良区の地区内にある農地（田）を宅地、道路等の目的に転用する場合は、農業委員会に申請する前に、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」を提出して下さい。転用を申請した際には決済金の納付が必要となります。

転用を申請した際には決済金の納付が必要となります。

【地区除外決済金の基準】（1,000㎡あたり）

A地区	65,000円
B地区	54,000円
C地区	36,000円
D地区	34,000円



※土地改良施設等を利用する場合

（目的以外に使用する時は当土地改良区の手続きを必要とします）

- ・生活雑排水や雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき。
（以前に許可を取っていても、新たに合併浄化槽を設置した場合は申請が必要です）
- ・土地改良施設を出入口等で他目的に使用する場合（水路に橋をかける場合など）
- ・改良区施設の使用を停止した場合や、公共下水に接続した場合

【手数料の種類と金額】

(1) 地区除外申請手数料（意見書交付・図上照合を含む）	1件	2,000円
(2) 地区除外現地調査手数料	1件	3,000円
(3) 土地改良施設財産等他目的使用同意手数料	1件	30,000円
(4) 土地改良施設財産等他目的使用に係る現地調査手数料	1件	3,000円
(5) 公簿・区分書の謄（抄）本、その他諸証明書交付手数料	1件	200円